

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教員の任期に関する規則

平成17年12月21日

規則第4号

最終改正 平成30年3月28日

(目的)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めて雇用する教員の職等)

第2条 任期を定めて雇用する教員の職等は、別表に掲げるとおりとする。

2 別表任期の欄に定める任期及び再任に関する事項の欄に定める再任の場合の任期（以下「別表の任期」という。）の期間内に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第21条に基づく定年により退職することとなる日を迎える場合の任期は、別表の任期の年数にかかわらず、当該定年により退職することとなる日までとする。

3 任期の途中において、昇任又は降任する教員の任期は、当該昇任又は降任の日の前日における職にかかる残任期間の有無にかかわらず、当該昇任又は降任の日から前2項の規定を適用するものとする。

(再任の申出等)

第2条の2 再任を希望する教員は、任期が満了となる日の1年前から9月前までに、その旨を機構長に申し出るものとする。

2 機構長は、前項の申出をした教員の任期が満了となる日の6月前までに、再任の可否を当該教員に通知しなければならない。

(業績審査)

第3条 再任の可否の決定は、当該教員の任期中の業績審査に基づき行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとし、別に定める教員選考委員会において審査するものとする。

- 一 機構の事業への貢献に関する事項
- 二 機構の事業に関する研究活動に関する事項
- 三 機構の管理運営に関する事項
- 四 その他、社会的貢献状況等必要と認める事項

(労働契約)

第4条 第2条に基づく雇用を行う場合は、機構と当該雇用される教員との間で、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(特例としての任期)

第5条 第2条に基づき任期を定めて雇用されている教員が、別表の任期の期間内に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平

成16年規則第44号)第22条第1項第6号及び第7号に基づく特別休暇(以下「特別休暇」という。)、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員の育児休業等に関する規則(平成16年規則第58号)第3条の規定に基づく育児休業(以下「育児休業」という。)又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員の介護休業等に関する規則(平成16年規則第59号)第3条の規定に基づく介護休業(以下「介護休業」という。)を取得する場合は、当該教員の申出により、別表の任期の年数にかかわらず、任期満了後に特例としての任期を付すことができる。

- 2 特例としての任期は、当該教員が取得した特別休暇、育児休業又は介護休業の期間を通算した期間を限度とする。
- 3 第1項の申出は、特例としての任期の申出書により、特別休暇、育児休業又は介護休業の申出と併せて行うものとする。ただし、任期満了の日から1月前の日以降は特例としての任期を申し出ることができない。
- 4 特例としての任期は、特別休暇、育児休業又は介護休業の状況に応じて延長又は短縮できるものとする。

(退職)

第6条 第4条に基づき任期を定めて雇用されている教員は、当該任期中(当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。)であっても、その意思により退職することができるものとする。

(期間の定めのない雇用への転換)

第7条 第4条に基づき任期を定めて雇用されている教員のうち、この規則により雇用される期間その他機構における期間の定めのある雇用の期間について、平成25年4月1日以後に締結した労働契約を通算した期間が10年を超える者が、現在の任期の満了する日の30日前までに期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

- 2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった教員(以下「期間の定めのない教員」という。)については、第2条から前条までの規定は適用しない。
- 3 期間の定めのない教員については、引き続き就業規則を適用するものとする。
- 4 就業規則第21条に定める定年年齢に達した日以後に期間の定めのない教員となった者の退職の日は、当該期間の定めのない雇用となった日以後の最初の3月31日とする。

(期間の定めのない雇用への転換後の昇任又は降任)

第8条 期間の定めのない教員が昇任又は降任した場合は、当該昇任又は降任した日から、第2条から第7条の規定を適用するものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、施行日以降に新たに雇用する教員及び昇任又は降任する教員に適用する。
- 2 この規則施行の際、改正前のこの規則の規定により雇用され、施行日の前日から引

き続き同一又は同等の職に在職する教員については、改正後のこの規則の規定により任期を定めて雇用されていたものとみなす。この場合において、施行日の当該教員の任期は、改正後のこの規則の規定による当初任期から改正前のこの規則の規定による雇用の初日から施行日の前日までの雇用期間を差し引いた期間とする。

附 則（平成 22 年 12 月 14 日）

この規則は、平成 22 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に新たに雇用する教員に適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の任期に関する規則に基づき任期を定めて雇用されている教員の任期及び再任に関する事項は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 6 月 16 日）

この規則は、平成 23 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 24 日）

- 1 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行し、施行日以降に新たに雇用する教員、再任する教員及び昇任又は降任する教員に適用する。
- 2 この規則施行の際、改正前のこの規則の規定により雇用され、施行日の前日から引き続き同一又は同等の職に在職する教員については、改正後のこの規則の規定により任期を定めて雇用されていたものとみなす。この場合において、施行日の当該教員の任期は、改正後のこの規則の規定による当初任期から改正前のこの規則の規定による雇用の初日から施行日の前日までの雇用期間を差し引いた期間とする。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に新たに雇用する教員に適用する。
- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 27 号。）の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員となった者（以下「旧機構職員」という。）のうち、この規則による改正前の独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の任期に関する規則（平成 17 年規則第 4 号）に基づき任期を定めて雇用されている教員の任期に関する事項は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの任期の期間を通算するものとし、再任に関する事項は、施行日の前日までの再任の回数を通算する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

所属	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
研究開発部	教授 准教授	5年	再任可	法第4条第1項 第1号
	助教	5年	再任可 ただし、1回まで とする。	法第4条第1項 第1号